

神奈川県

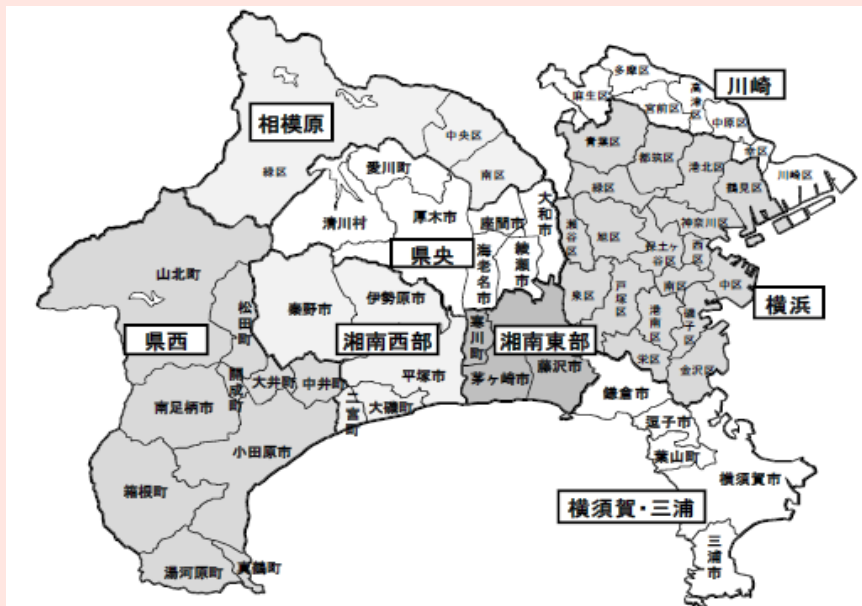
精神障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築に向けて！

～みんなでやろう、もっとやろう、さらなる推進を～
★ともに生きるかながわの実現を目指して★

神奈川県では、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、意欲あふれるピアサポーターの力をさらに活かしたピア活動、普及啓発を通して地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1 神奈川県の基礎情報

神奈川県



<取組内容>

- 平成30年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施。
- 協議の場については、精神保健福祉の地域の拠点である保健所ごととし、すべての保健所（政令市を除く）に設置。地域の実情に応じた取組みを実施。
- 県域の5障害福祉圏域それぞれに、ピアサポーター養成・活用し、地域移行を進めていく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を相談支援事業所に委託。
- ピアサポーターが入院患者や病院職員を対象とし、退院意欲喚起等や地域移行への理解促進を目的とした体験談発表の実施、個別支援を行っている。
- ピアサポーターの資質向上や地域移行に関わる関係者を対象とした研修の実施。

基本情報（都道府県等情報）

（ ）は政令市を除いた数

障害保健福祉圏域数（R3年4月時点）	8(5)	か所		
市町村数（R3年4月時点）	33(30)	市町村		
人口（R2年9月時点）	9,216,009(3,195,884)	人		
精神科病院の数（R3年4月時点）	73(28)	病院		
精神科病床数（R3年4月時点）	13,826(5,926)	床		
入院精神障害者数 （R元年6月時点）	合計	12,399	人	
	3か月未満（％：構成割合）	3,218	人	
		26.0	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	2,347	人	
		18.9	％	
1年以上（％：構成割合）		6,834	人	
		55.1	％	
	うち65歳未満	3,079	人	
	うち65歳以上	3,755	人	
退院率（R元年6月時点）	入院後3か月時点	57.7	％	
	入院後6か月時点	82.0	％	
	入院後1年時点	90.2	％	
相談支援事業所数 （R3年4月時点）	基幹相談支援センター数	21	か所	
	一般相談支援事業所数	330(96)	か所	
	特定相談支援事業所数	623(208)	か所	
保健所数（R3年4月時点）	10(政令市を除き支所を 含んだ数：11)	か所		
(自立支援)協議会の開催頻度（R2年度）	(自立支援)協議会の開催頻度 （県）	2	回/年	
	精神領域に関する議論を 行う部会の有無	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築に向けた保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置状況（R3年6月時点）	都道府県	有・無	既存会議を活用	か所
	障害保健福祉圏域	有	保健所単位で設定	か所/障害圏域数
	市町村	有	22 / 33	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、**構築推進事業の活用を通じ**、関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で包括ケアシステムの構築に資する取組を推進、積極的な普及啓発、地域体制づくりを図る。

協議の場について **（保健所ごとに設置）**

協議の場は、医療、障がい福祉、介護のそれぞれの関係機関と接点があり、精神保健福祉に関する地域の拠点である、**県の保健福祉事務所、センター及び市保健所（政令市を除く）所管域ごととし、保健所が有するネットワークや機能、既存の会議等を活用することとする。（11か所）**

協議の内容

- ・所管域における長期入院患者数の把握
- ・個別支援事例の進捗共有
- ・具体的事例を通じた関係機関との連携強化、地域体制づくり
- ・退院目標値設定とその共有化
- ・地域移行関係職員を対象とした研修会等の企画

○効果的な取組内容となるよう、状況に応じて適宜、障がい保健福祉圏域ごとの展開を視野に入れながら取組の在り方を検討していく。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

県障害者自立支援協議会



圏域自立支援協議会



保健福祉事務所・センター

協議の場

地域精神保健福祉連絡協議会



ピアサポーター



市町村

保健・医療・福祉関係者の協議の場
・市町村協議会（部会）等



・地域包括ケア会議
・在宅医療推進協議会 等

介護関係者

※介護関係者の例
例えば、所内の地域包括ケア会議等の担当者から助言を得るなどしながら、管内の介護支援専門員の団体関係者、地域包括支援センター関係者などから選任してはどうか。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る情報提供（新精神保健福祉資料、調査研究 等）

がん・疾病対策課

精神保健福祉センター

障害福祉課

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

保健福祉事務所・センター、市保健所

協議の場（代表者会議）

地域包括ケア会議
在宅医療推進協議会 等

連携

地域精神保健福祉連絡協議会

- ・管内の状況把握
- ・地域課題の共有
- ・支援体制づくり

【報告】

協議の場（部会）

担当者会議・ワーキング等での取組

★取組内容例

- ・地域アセスメント
- ・管内医療機関の1年以上の入院患者の実態把握
- ・病院ごとの数的な把握
- ・事例検討（長期入院者の地域移行へ向けた事例など）
- ・ピアサポーターを活用した個別支援の進捗共有・課題検討
- ・研修会や勉強会の企画等

【具体的な取組】

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

令和3年度

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進に関する事業

連携

精神障害にも対応した
地域包括ケアシステム構
築推進事業（保健所単位）

精神障害者地域移行・
地域定着支援事業
（県域5事業所へ委託）

連動

地域体制整備等

ピア活動等

- ・保健所ごとの協議の場の設置（必須）
- ・精神医療相談（精神保健福祉センター）
- ・国要綱事業メニュー2～14を地域の実情に応じて実施

- ・ピアサポーター養成及び登録
- ・精神科病院等への訪問
- ・個別支援
- ・普及啓発
- ・保健所、関係機関等との連携

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

精神障害者地域移行・地域定着支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

■経緯（県域における取組み）

16年度 退院促進支援事業（モデル事業）の開始

→18年度 退院促進事業の実施

→21年度 精神障害者地域移行支援特別対策事業

→23年度 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

→24年度 地域移行・地域定着支援の個別給付化に伴い、県は広域的な地域体制整備支援を中心に取り組む。

→25年度 国庫事業の地域体制整備コーディネーター廃止後も地域体制整備担当を配置し、ピアサポーターを活用した地域移行のための体制整備を行う。

■事業内容（実施主体：県障害福祉課、実施機関：県精神保健福祉センター）

○地域移行・地域定着支援事業運営委員会の設置（関係機関とのネットワーク形成、情報の共有、課題整理）

○地域体制の整備（県域の相談支援事業所5か所へ委託）

委託事業所がピアサポーターを活用して、以下の内容を実施

（R2年度登録ピアサポーター数：51人）

- 1 精神科病院（患者及び関係スタッフ）への退院意欲喚起、地域移行にかかる普及啓発、個別支援
- 2 精神科病院、地域協議会や保健所等と連携し、会議・研修等の場で精神障がい者の地域生活に関する理解を促すための取組み、地域支援ネットワークの形成
- 3 ピアサポーターの養成や資質向上のための研修や定例会等の実施

○人材育成

・精神障害者地域移行・地域定着支援事業研修会

【主催】県精神保健福祉センター 【R2年度テーマ】「コロナ禍でピアサポーターとして思うこと」

【対象】ピアサポーター 【方法】書面開催

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

■足柄上センター(保健所)における先行的取組(平成27年度～)

地域生活への推進を図るため、保健・医療・福祉関係者の協議の場において目標値の共有、対象者選定、具体的な方策の検討。

■精神保健福祉センターによる県西圏域を対象としたプロジェクト (平成28～29年度)

保健所が中心となり、医療と福祉が連携して地域移行を進めていくプロセスの開発や精神科病院の長期入院者の実態調査、個別支援につなげる仕組みづくり。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 (平成29年度)

県西プロジェクトでの取組みを活かし、同じ圏域に事業のモデル設定。金川広域アドバイザーによる技術的支援を得ながら、取組みを実施。

《研修会の開催》

- 広域アドバイザーによる市町村、保健福祉事務所関係職員を対象とした会議での研修
- 県西圏域を対象とした構築支援事業研修（県西プロジェクト会議との合同開催）

《現地支援》

- 広域アドバイザーによるモデル圏域内病院職員を中心とした地域移行関係職員に向けた研修

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(平成30年度～)開始

県内すべての保健所に協議の場を設置（政令市を除いた県域8か所、保健所設置市3か所）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<令和2年度までの成果・効果>

(成果の一部)

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (令和2年度末)	具体的な成果・効果
<p>①保健・医療・福祉関係者の協議の場を、保健所ごとに設置し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、機能強化を図る。 (事業メニュー1に該当)</p>	<p>11か所 (政令市を除く)</p>	<p>11か所 (政令市を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての保健所に協議の場を設置した。(政令市を除いた県域8か所、保健所設置市3か所) ・オンラインや書面開催ではあるが、市町の障がい福祉、高齢介護分野、医療関係者等と連携を図ることができた。
<p>②措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援 (事業メニュー7に該当)</p>	<p>9か所 (政令市を除く)</p>	<p>9か所 (政令市を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の措置入院者等退院後支援ガイドラインによる円滑な支援の実施に向け、関係機関への制度周知や状況報告等により、共通認識を持つことができた。
<p>③精神障害者の地域移行関係者に対する研修の実施(事業メニュー11に該当)</p>	<p>11か所 (政令市を除く)</p>	<p>3か所 (政令市を除く) ※コロナ禍による影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所の実情に合わせた研修を実施し、関係者が課題を共有し、地域移行に対する認識を深めることができた。

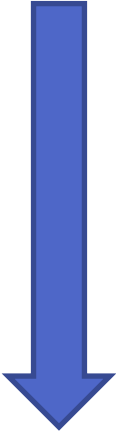
5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 5圏域の委託事業所にて、ピアサポーターを養成し、病院訪問等のピアサポート活動を行っている。
- ピアサポーターが関係機関とともに関わった個別支援が退院につながった事例もあり、ピアサポーターが力をつけ、さらに意欲的に活動の場を求めている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
圏域(保健所)ごとの取組み状況のバラつき	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「構築推進事業」を活用していく。取組みが進んでいる圏域による積極的な成果の発信、情報提供を促しながら、横展開を図る。 ・圏域(保健所)ごとの研修を可能な限り実施するとともに、圏域(保健所)ごとに長期入院者の地域移行に向けた退院支援の目標値または事例検討数の設定を促す。 	行政	—
		医療	—
		福祉	—
		その他関係機関・住民等	—
地域移行の促進・個別給付の活用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの力をさらに活かした地域包括ケアシステムの構築を目指す。そのため、ピアサポーター養成及び活用した「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」の実施エリア(事業委託先、訪問病院先)の拡大に向け、関係機関と調整を図る。 ・構築推進事業との連携を進め、相互の事業の活性化を図る。 	行政	—
		医療	—
		福祉	—
		その他関係機関・住民等	—
課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①保健所ごとに地域移行関係者向け研修実施と理解度アンケートの実施	8か所	11か所	地域包括ケアシステム構築の理解のさらなる深まり
②入院中の精神障害者の地域移行の取組み	事例検討数44人 退院者数14人	前年度増	関係機関が協働して入院者の地域移行、地域定着支援の支援に取り組む。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年4月～5月	保健所ごとに事業実施計画作成	・事業実施計画を保健所等の会議において、共有、方向性を確認。
9月～10月	上半期取組状況	・上半期取組み内容・課題等を保健所等の会議において、共有。
2月～3月	下半期、年間取組み状況	・下半期、年間取組み内容・成果・課題等を保健所等の会議において、共有。
<p><通年></p> 	ピアサポーター活動、病院訪問等	<ul style="list-style-type: none"> ・県域5事業所に委託しているピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援事業の取組を継続。 ・事業委託先、病院訪問先の拡大に向けた関係機関との調整。
	保健所ごとの取組み実施。市町村や自立支援協議会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課、精神保健福祉センター等は、適宜、情報提供、意見交換等を行いながら、取組みを支援。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられる次期)	実施する内容
<p>◆新型コロナウイルス感染防止の観点から、対面での会議・研修・病院訪問やケア会議等を実施出来ない。</p>	<p>随時</p>	<p>地域の実情に合わせ、Zoom等オンラインでの実施を検討する。</p>
<p>◆新型コロナウイルス関連業務への対応等により、保健福祉事務所のマンパワー不足が発生し事業への対応が困難。</p>	<p>随時</p>	<p>保健福祉事務所単体ではなく、共催での研修実施等を障害福祉課・精神保健福祉センターと共に検討する。状況に応じては中止する。</p>